

委員会提出議案第 3 号

少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定
により提出します。

平成 25 年 9 月 20 日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 松 本 健 一

少人数学級の推進及び義務教育に必要な財源の確保を求める意見書

今日、学校現場においては、不登校やいじめなどの課題が深刻化するとともに、障害がある子どもや虐待を受けた児童生徒、国語指導など特別な支援を必要とする子ども等、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が求められている。

小学校における学級編制基準については、平成 23 年度の法改正により、小学校 1 年生の 35 人以下学級の実現が図られたものの、他の学年については、小学校 2 年生のみに加配措置が行われるにとどまっている。

和歌山県においては、小学校 3 年生から 6 年生についても、一学年 2 クラス編制までは 38 人以下学級、3 クラス編制からは 35 人以下学級を実現しているが、標準法定数を超えて教員を配置せざるを得ない状況にある。また、平成 25 年度に小学校 3 年生になった子どもたちは、一部で学級編制が 38 人以下に見直され、これまでの少人数学級の推進に逆行する形となったことから、早急に制度としての全学年の少人数学級編制の実現が望まれる。

日本の GDP に占める公的な教育支出の割合は、比較可能な OECD 加盟国中、3 年連続で最下位となっている。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は非常に重要であり、義務教育に十分な財源が確保されることが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 小学校 2 年生以上の学級編制について、少人数学級編制の制度化を早期実現すること。
2. 少人数学級編制により、十分な数の教職員を配置するための財源確保のため、必要な財政的支援を行なうこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 日
橋 本 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣